

審査基準整理票

処分名	市営住宅の入居者の決定		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第6条第2項
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第4条、第4条の2及び第7条
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	— 日
【審査基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第4条、第4条の2に規定する入居者の資格を有し、同条例第7条に規定する基準選考基準を満たすこととする。			
【根拠法令】 条例第6条 (入居の申込み及び決定)			
第6条 第4条及び第4条の2に規定する入居資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。			
2 市長は、当住宅の入居者を決定するに当り、次条規定により入居者の選考を行うものとする。			
3 市長は、市営住宅の入居者を決定したときは、速やかにその旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に通知しなければならない。			
4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の借上の期間の満了時に市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。